

昭和二十一年四月

臺灣統治終末報告書

臺灣總督府殘務整理事務所

46. 1. .7

0356

吾が國の臺灣統治終局に付きまして、頌末を御報告申し上げますことは寔に感慨無量の至りに存じますが、四月下旬在臺四十餘萬の軍官民の引揚還送が完了致しました。此の機會に終戦後の臺灣の實情殊に接收の經過、在留日本人の動向と其の還送等に付き以下概略御説明申上げ度存じます。

一、終戦直前の島情

終戦前に於きましては、當時フィリッピン戦線日に不利となり、沖縄亦陥落の余儀なきに至り、敵機の来襲次第に激烈となり、臺灣周辺の戦機愈々緊迫を告げて参りましたので、臺灣戰場化必至の想定の下に、總督府に於きましては、軍と表裏一体となり、飛行場の増設、築城陣地構築等、攻撃態勢強化に島民の總力を結集せしめ、主として主要食糧の生産配給の確保に最善を盡す外、各種軍需資材及生活必需物資の島内自給を圖り、且凡ゆる施策の根柢として治安の維持、民心の把握に不斷の配意と警戒を致しました。島民も亦日本人は素より本島人に於きまして、も官の施策に副應致しまして、豫想以上の協力の實を示し、空襲の危機に曝されつゝ、も困苦欠乏に耐へ

(1)

多数の青年を従軍せしめました外或いは各種軍事施設作業に、輸送に、生産に奇與致して参り幾多の悪條件下兎も角も戦場態勢の整備強化に軍官民一体となり涙ぐまじき努力を傾注し来り相當實績を収めて参つた次第であります。

## 二 終戦直後の島情

八月十五日終戦の大詔を拜しましたことは河に晴天の霹靂とも申すべく一時は全く呆然自失高き處を知らざる状態でありまして、在留日本人は將來の國運の悲惨なるを想ひ沈痛悲憤の情押へ難き余り如何なる舉に出ずるや測り難く本島人の歸趨も豫断を許さざるものありと存じまして民心の不安動搖を防ぎ不測の事態を惹起せしめざる様同日總督諭告を發し只菅大詔を奉じ輕舉妄動を慎み軍官を絶対に信賴して冷靜生業に勵むべき事を諭しました。其後當初憂慮致しました如き突發事件もなく民情に大なる變動を見ず大勢は事茲に至つては已むなし大詔を奉行し如何なる困難も甘受してポツダム宣言の履行に努むるの外なしとの決意を固むる

(2)

に至り本島人に於ては戦争終局に依る安堵と明朗の気分が醸取せられた外種々複雑な感情の潜在底流するのを認められました。将来の見通し明確ならざることと無傷の日本軍が嚴存致して居りまする關係もありまして表面上は従前と何等異なる處なく一部には寧ろ日本の敗戦を痛み悲しむ者すら散見せられ、平靜の中に推移致しました事は洵に幸ひと存する處であります。

爾來總督府に於きましては大詔を奉行致しポツダム宣言の忠實なる履行に遺憾なきを期し他面領臺以來一貫して變らぬ一視同仁の御聖旨に基く統治方針を終局に至る迄完了する爲民心の安定を圖り且文化、産業、經濟其他諸汎の分野に亘り臺灣の現在水準を低下後退せしむる事なく平靜且円滑裡に統治の引継を致しますると共に願はくは過去五十年に亘る辛酸努力の結晶とも謂ふべき在留日本人の權益の保護を圖り更に來年に亘る内臺共存を基礎とし將來の日華親善の先驅たらしめんことを目途とし種々努力致して参りました。亦在留日本人に於きましても終戦直後の本

(3)

0359

島人の平静なる動行に樂觀的な氣分濃厚となり今後の母國の苦難を想ひ亦五十年に築き上げ來った今日の地盤を放擲して本島を去るに忍びず何とかして外交交渉に依り臺灣に於ける日本人權益の容認を得、將來の曰華親善合作の實を上げ度しとして本島の残留を希望する者も多き状態でありました。

而して終戦後の島情に鑑み既に存置の要なき各種統制は素より今後行政執行力減退に伴ひ実施困難であり且島民に重壓感と不満を抱かしむる傾向ある各種統制は寧ろ之を廢止し島民に明朗感を與ふると共に民心の激發を避くること、が適當と認め戦時經濟統制を逐次撤廢致したのであります。が食糧管理、物價賃金統制は之が確保極めて困難の狀態にはありましたが、尚島民生活に激變を與へインフレの奔騰を刺戟するを慮り之を存置せしめたのであります。

九月に入り南京に於ける中國戰區受降期印式行はれ、臺灣の中國復歸確實となり其の時期意外に早きを豫想せらるゝに至り本島人間には漸次日

本よりの離反傾向表面化し地方第一線官公吏に對する暴行、米穀供出拒否乃至は供出濟米返還要求等の紛争惹起し行政秩序混亂の微漸く著しく亦此の機に乗ずる不逞無賴の徒の拍頭を見日本人財物の強要強奪隨所に發生する等治安を紊り公安を害する事象續出するに至つたのであります。而して中國軍官の先遣渡臺し本島光復解放を宣傳するに至りまして、此の傾向は次第に激化し十月前進指揮所設置以後は愈々熾烈となり日本官憲の行政執行力急激に弱化し治安は日を追つて混亂するに至つたのであります。亦此の行政秩序の破綻、治安の混亂と並行致しまして物價は急激に高騰の一途を辿り社会不安を深刻化し島民生活に重大なる脅威を與へ憂慮すべき悪性インフレーションの進行を如何とも爲し得ざるに至りましたことは洵に遺憾に堪えぬ所であります。

(5)

### 三、接收の概況

(1) 横濱に於ける降伏調印式以後の經過に依り臺灣は中國本土と一律に中國戰區として支那總軍司令官を以て帝國代表とせられ中國側と現地

0361

交渉に依る事となり且軍事以外の事項も附隨的に同様處理せらるること期らかなりましたる處本島官民としては日本領土として五十年を経たる本島が支那本土占領地と一律に處理せらるべきことを虞るると共に本島の賣情に通せざる支那總軍及在支外交機關に於て本島特殊事情を十分中國側に諒解せしめ得るや否やに付多大の憂慮の念を抱く實情でありましたのに鑑み支那總軍司令官に對し中國との交渉に當り本島の特殊事情を考慮せらるべき事を申入るゝ様打電致す外陸軍省を通し同様の趣旨の連絡を願つた次第であります。

四 九月九日南京に於ける中國戰區受降式舉行せられ、中國軍官の渡臺の時期、近きこと明らかとなりましたので之に備へ交渉の統一を圖ると共に接遇に遺憾なきを期する爲九月二十二日日本府に中央の例に倣ひ終戦連絡事務局を設置し爾來同局をして中國側及本島駐在米軍に對する交渉連絡の衝に當らしめた次第であります。

次いで十月五日臺灣省行政長官公署警備總司令部前進指揮所が公署秘

青長葛敬恩氏を主任として設置せられ、同日臺灣省警備總司令部備忘録（臺軍寫第一号）及臺灣省行政長官公署備忘録（臺政寫第一号）を  
手交せらるると共に同日前述指揮所通告第一号が發せられたのであり  
ますか之に依り

(一) 陳儀長官着任前に在つては本島一切の行政司法事務は臺灣總督以下日本原有各機關に依り現狀を維持繼續せしむべく、臺灣總督は其の徹底実施方監督の責を負ふべきこと

(二) 臺灣現行の貨幣は引續き流通を允許すること

(三) 教育、産業、交通、通信公共事業は現狀を維持し停頓すべからざること

(四) 各種重要施設資材、物資、文獻、簿冊は現狀を維持し完全なる状態を以て保存すべきこと

(五) 日本人公私有財産の移動、轉賣、處分を禁止すること  
の方針が明示せられましたので總督府に於きましては直ちに右命令を

0363



地方廳に轉達し取締指導の萬全を期せしむると共に同備忘録に依り命令せられましたる澎大なる調査報告を全檢閱を動員し急速に作成提出致さしめたる次第であります。尚日本人公私有財産移動禁止に關しましては法的措置の必要を認めましたので同月十五日不取敢緊急律令として昭和二十年律令第七號（中華民國臺灣省行政長官公署ノ發スル命令ニ依ル事項ヲ實施スル爲發スル命令ニ關スル件）及之に基く府令第三百三十號（公私有財産處分等ノ制限ニ關スル件）を公布、右緊急律令の事後御裁可を仰いだ次第であります。

(8)

而して此の備忘録及通告に依りまして現状維持、行政不序頓方針に依り前進指揮所設置後も引續き本島統治の責任は臺灣總督に負はされ前進指揮所は臺灣總督に對し所要の命令を爲すこととし直接本島行政に當らざることとなり中国側よりするときは所謂間接行政の方式を採つた譯でありますか素より臺灣總督としても前述の如く五十年統治の結果今日の成果を致しましたる本島の現状を維持し、円満且整然として

之を中国側に引渡し本島統治の終局に際しても有終の美ありしむることこそ當方の念願でありましたので當時既に日本官憲の威信失墜し治安混乱し行政停頓、社會經濟秩序破綻の徴蔽ひ難きものある動向に多大の憂慮を抱きつゝ各機関を指導鞭撻し掉尾の努力を傾注せしめ且總督としても再三聲明を發し中国側の要望する所を明示して島民の自重自肅を促す外中国前進指揮所に對しても各種緊急要務に關し機を失せざる措置を講ずる様申入れを行ひ治安維持、納稅義務履行等に關する通告を發せしむる等種々苦心致しましたが既に四圍の情勢全く一變し爲に特に効果の見るべきものなかりしは己むを得ざる所と存じます。

十月二十四日陳儀長官兼警備總司令官着臺、翌二十五日臺北市に於て臺灣地區受降式が舉行せられ日本側よりは安藤總督兼軍司令官が高雄警備府司令長官、臺灣軍參謀長及總督府總務長官代理等を隨へて出席、降伏調印の後陳儀長官兼警備司令官より行政長官公署、警備總司令官命令（署部寫第一號）を手交せられたのでありますが同命令は

(一) 行政長官兼警備司令官及其の指定する部隊並に行政官は臺灣澎湖列島地區の日本陸海空軍及其の補助部隊の投降を接受し併せて臺灣澎湖列島の領土、人民、治權、軍政施設及資産を接收すること

(二) 本命令受領後は凡ゆる臺灣總督及第十方面軍司令官等の職權は一律に取消し臺灣地區日本官兵善後連絡部長と改稱して陳儀行政長官、兼警備總司令の指揮を受け隸下の行政軍等一切の機關部隊人員に對し同長官の命令、訓令規定指示を傳達する以外如何なる命令をも發布し得ざるべきこと

(三) 命令を受けたる日より直ちに迅速確實に何時にても命を換つて交替し得る如く準備を始むべきこと

を内容とするものでありまして茲に於て臺灣軍の無條件降伏正式に確定すると共に臺灣總督の職權は取消され日本の臺灣統治は終局を告ぐる事となつた次第であります。即ち従前の國際慣例より致しまするときは日本領土たる臺灣の割讓は將來締結せらるべき媾和條約に依り正

式に確定せらるべく其の間に於ては中國の保障占領の下間接統治形式に依る軍政施行せらるるに非ずやとの豫想も行はれたのであります。此の命令に依り國際法上の當否は兎も角として中國の一方の宣言を以つて臺灣の領土、人民、治權は十月二十五日を劃し、中國側の接收する處となり本島は中國の版圖に歸し且陳儀長官に依る直接統治を実施せらるることゝなつた次第であります。同時に臺灣總督は臺灣地區日本官兵善後連絡部長として行政長官の指揮を受け中國側の命令轉達の後関たるを命ぜられたのであります。次いで十月二十八日總督府及所屬機関の接收に関する最高責任者一人も指定すべき旨の命令がありましたので總務長官を指定すると共に本人不在中總務長官代理を代理責任者と指定する旨回答、行政長官公署より折返し總務長官に對しては善後連絡副部長、總務長官代理に對しては同代理副部長とすべき旨の通知あり。爾後行政司法部門の接收に付ては公署より善後連絡副部長、副部長宛に中國側の接收責任者及接收日時を指定通告、代理副部長

(11)

0367

より之を各機関に轉達したる上実施せられることとなつたのであります。

(二) 斯くして行政司法部門の接收は十一月一日より開始せられ總督府及其の直轄機関並に所屬團体の接收は十一月一日より開始、同月末迄に略完了、地方廳の接收は十一月八日開始十二月中に概ね完了、一部は十二月に亘り、學校其の他の諸機関亦十二月中旬頃迄に總て完了を見たりであります。接收に際しての中國官吏の態度は概ね穩健且友好的であり略々對等の立場にて授受を行ひ中國側接收方針として接收に臨む態度に付統一的指示ありたるもの如く推察せられました。

亦接收は終戦後相當の余裕があり準備充分に行はれました關係上略々順調に実施せられました。而し乍ら今回の接收に於ては行政事務本位の日本行政機関の事務引継とは著しく異り專ら物的接收に重きを置き懸案事項、緊急要務等重要な行政事務の引継には殆んど関心を示さぬ事は日本側の意外とする處でありましたが更に施設、物品、金銭の

(2)

0368

接收に付きましても兩國會計制度の相違、即ち日本に於ては綜合的會計制度を採るに對し中國に於ては著しく請負的色彩濃厚なる會計制度なることに原因し、種々の誤解、疑惑を生じ惹いては紛議乃至は感情問題を醸しました事例もありましたが概ね円滑迅速に更替を了するこ  
とが出来ました。

(ホ) 次に接收に伴ひ日籍職員の處置に付きましては各部門共若干の例外を除き等しく日籍職員の協力を希望し本府及直轄機關は概ね天割、地方廳は約三、四割の多数の留用を求められました。素より行政の停頓なからしむる爲には中國官吏の実情に通ずる迄知識経験ある日籍職員  
の協力は欠くべからざるものであることは容易に了解し得る所であり  
ますが、八年抗戰の民族的感情を超越象外に多数の日籍職員を留用  
致しましたことは中國官吏の寛容なる態度と相俟ち日籍官吏にも少な  
かりず感銘を與へた次第であります。

而し乍ら本年二月日橋の集團還送開始せらるるや留用日籍職員は物價

(13)

騰貴に生計を維持し難く次第に窮乏に陥りつゝありました爲治安上の不安と相俟ち殆んど大部分本國歸還を希望するに至り中國官吏の引止め慰留にも拘らず強て留用解除を求むるに至りましたが三月下旬中國に於て本島留用日籍職員数官民を合せ七千人、其の家族を合せ二萬八千人の残留を認むることに方針決定せらるるに及び各部門別に割當てられたる員数内に於て眞に不可欠なる最少限度の技術及特殊技能職員のみを保留し大部分の者は留用解除の上歸還せしむることに決定を見たと次第であります。

此の間官兵善後連絡部に於きましては中國側の留用方針徹底を欠き局部的には妥當ならざる留用を強要する回もあり亦引續き留用せらるる職員の將來不安を緩和除去するの要を認め行政長官公署に對し再三交渉を行ひ日籍職員の留用は本人の希望に依るべく特に中國側に於て留用を強請せらるるは眞に不可欠の技術者及特殊技能者に限らるべきこと、留用者の將來の不安なからしむる爲、留用期限及工作目標を明確

(14)

0370

にし留用者に相應の地位を與へ且技術技能を發揮し得る如く取扱ひ治安の現況に鑑み生命、財産、居住の保障を爲すと共に相應の生活維持に必要な經濟的處置を考慮し且將來歸還の際の配船及日本との通信家族送金を可能ならしむべきこと等の申入を行ひ中國側の概括的公約を得たる次第であります。歸國の希望に反し残留を余儀なくせらるる留用職員の労苦と犠牲に付ては同情を禁じ得ざるものがあるとする次第であります。

(ハ) 以上行政司法機關の接收状況を申し述べましたが銀行、會社其の他の民間企業に付きましても官廳接收に續いて概ね十一月下旬頃より監理又は接收に入り臺幣、臺銀、臺電の三國策會社を初め大企業は先づ公署より派遣せられた監理員を以て監理委員會を構成し經營は其の監理下に置かれ現在尚接收工作実施中でありまして接收完了とは今後尚若干の日子を要する見込であります。

#### 四 本島人の動向



本島人の動向に付きまして申述べますれば一度中國復歸明かとなり、中國の解放光復の宣傳展開せられますや今日の盛況と社會福祉に島民の文化的經濟的水準の向上を齊らしましたがにも拘らず急激に日本より離反するに至るを目的の辺り見、在留日本人は等しく異民族統治の困難を今更乍ら索然として痛感致した次第であります。が中國政府の日本人に對する處遇方針を理解せざる一部の者を除き純良且冷静なる多くの本島人は終戦後今日に至る迄一貫して日本人に對し親愛別離の情を示し居り素朴なる民衆も多く個人的感情としては日本人に對し同情の念を抱き居りたる事が伺はれるのであります。茲に如何ともし難き民族感情は別として本島統治の御恩澤と道義性は永く心ある島民の胸裏に銘記せられ今後の日華親善に何等かの寄與を爲し得るものと期待し得、臺灣五十年の統治は日本帝國の將來にとり無意義に終らざる事を信じて以て寂寥を慰し居る次第であります。

尚高砂族に於きましては其の素朴純情なる氣持を以て日本の敗戦に同情

せる実情でありまして今次戦争に於ける犠牲及貢献を想ふ時別離の情を  
禁じ得ざるものがあり、將來に於ける同族の多幸を祈つて己まぬ次第で  
あります。

##### 五 在留日本人の動向

終戦後中國側の對日本人方針を觀察致しまするに終戦直後蔣主席は「不  
以怨酬怨而樂與爲善」と方針を闡明し日本人に對する報復を戒め日本國  
民に深き感銘を與へたことは記憶に新なる處でありますが本島に於きま  
しても日本帝國主義及軍閥に對する攻撃非難は別として對日本人方針と  
しては此の蔣主席の言を引用し本島人に對しては大國民的寛容と自制と  
を求め日本人に對しては自肅自戒と中國行政への協力を望んだのであり  
ます。一面在留日本人亦官民共に相成るべくは五十年日本領土たりし本  
島の特殊事情を中國側に容認せしめ永年辛酸努力の結晶たる在留日本人  
權益の保護を圖り内憂共存の基礎の上に將來日華親善の先驅たらんとの  
念願の下に強く残留を希望したのであります。

然し乍ら現實の社會狀勢は日華双方の基本觀念に反し渡臺早々中國側は  
本島民心の把握及民族意識の昂揚を圖るに急なるの餘り日本統治の非難  
解放光復の垂詢に努めたる爲一部無理解の本島人間に誤れる對日本人觀  
を激成し治安の混乱と相俟つて中下層方面に在りましては公然と地方第  
一線日藉官公吏其他の在留日本人に對し暴行壓迫を加へて舊怨私憤を晴  
し一部不逞の徒は或は賤物を強奪し或は金品を強要するものあり純眞な  
る青少年層に於てすら一時は鬪争的氣分に依り日本人子弟に暴行を加ふ  
る者あり、これが爲在留日本人は敗戦の慘苦を嘗めつゝ之に抗するに術  
なく加ふるに終戦以來高騰の一途を辿りたる物價の重壓、家屋の接取、  
不法收奪に依る住宅難故に在留日本人權益資産は凡て中國に接收の上貼  
償に充てらるる方針が漸次明確になりたる等の事情に因り漸次當初の留  
臺希望弱まり遂には在留日本人の殆んど大部分が各種權益及資産に對す  
る愛着を断ち苦難に満ちたる母國に裸一貫にて新生途を拓かんと決意を  
回むるに至りましたことは日華双方の爲に眞に遺憾に堪へません。只前

(18)

0374

述の如く中國政府の日本人に對する根本方針は判然と致して居りますので大局的には今後順次良好の狀態に推移するものと信じて居る次第であります。

#### 六、在留日本人の還送及財産處理

在臺日本人の還送に付きましては中國及米國の協裁に依り決定しました方針に従ひ昨年十二月下旬より先ず軍の輸送を開始し二月下旬には八萬餘萬人の計畫輸送を完了致した次第であります。此の場合從來の責任者たる市長、郡守、州知事、廳長並に本府幹部職員は各其の管内居留民の最後尾となつて歸還するの原則を立て、参りましたが幸に畧々豫定通りに実行せられましたことは當事者として欣快に堪へざる所であります。而して一般日本人の還送業務の實施に當りましては總督府以下の行政機構は中國に接收せられました爲全島の連絡の機能を喪失致しました關係もあり軍の機構を中核と致しまして約一萬人の將兵を残留せしめ之に

從事せしめました外日本人官民より所要の陣容を補充し軍官民一体となり國滑なる還送の実施に當らしめたのであります。一級在留日本人の還送は軍の場合と異り集團行動に別れず且婦女子を雜えて居りますので其の還送に付きましては種々の困難を豫想せられ計画配船に應ずる編成集結が煩調に行はれ得るやは頗る憂慮せられた所でありましたが幸にして大過なく之が完了致しました事は最も欣幸に存する處でありますと共に中國政府及在留米軍の格段の取扱ひ並に最後迄多大の犠牲を拂ひ還送業務に従事致しましたる軍官民に對し深く感謝致して居る次第であります。還送に伴ひ在留日本人の財産處理に關しましては中國側及米國軍との協議の結果一人當千円、郵便貯金通帳及中國本土より若干緩和せられたる数量の衣類寢具其の他の身廻品の携行を認められたる外は凡て中國側の接收する處となり、接收資産に付きましては中國側の一方的評價に依る私有財産清冊及企業財産清冊と稱する證明書を交付せられた次第であります。

(20)

0376

尚還送及財産處理に付きまして在臺米國側は日本に對し終始好意的態度を以て臨み一般的にも終戦後各種の問題に關し在留日本人の保護者的行動を採り来りました事を特に申添へて置き度いと存じます。

#### 八 結 論

以上終戦後還送に至る經過の概略を御報告申述べたる次第であります。臺灣在留日本人は等しく今次終戦に當り深く宸襟を悩まし奉りましたこと王國民として衷心申譯なく存じ及ゆる苦難に耐え戦後日本再建に最善の故を致すべく其の心境悲痛の中にも亦希望と意氣と燃えて母國の土を踏んだのであります。生活の本據を失ひ、資産權益を放擲して裸一貫となり歸還致したる次第でありまして其の中には動なからず生活に困窮を告げ社會の落伍者となるものも有り得ること、存じ憂慮に堪へぬ所でありまして歸還者の保護に付きまして政府の格別の配慮を懇請及次第であります。

亦今回中國側の留用命令に依り残留を余儀なくせられました者に付きま

しても今後の島情の推移如何に依りましては如何なる困難に遭遇するかも知れず。洵に同情の念禁じ得ざるものがあります。之等残留日本人の連絡保護指導のため差當り少数の者を運び中國政府監督の下に其の任に當らしむることと致した次第であります。今後之等二萬八千の留臺者の歸還、家族送金及援護に付きましては政府の理解ある措置を切望致す次第であります。

最後に臺灣は日本の版圖より離脱致したのであります。が半世紀に亘る日本との関係は急激に切断し得るものではなく、文化、産業、經濟の各部門に亘り今後に於ても日本との連繫を要するもの少なからず存するものと思料せられます。日本と致しましても今後尚臺灣に對する関心を失はず、交易、文化交流等の平和的方法に依り互助互恵の関係を維持し國運再建の一助とし併せて日華提携に寄與する處ありんことを衷心念願して乙まぬ次第であります。